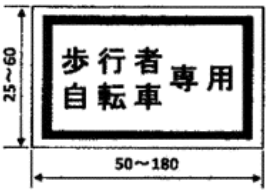
別記様式第一の二の二(第三条の二関係)



又は



備考　1　歩行者(交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。)、遠隔操作型小型車(交差点において斜めに道路を横断するものを除く。)、特定小型原動機付自転車(交差点において斜めに道路を横断する特例特定小型原動機付自転車を除く。)及び自転車(交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。)に対して表示するものとする。

2　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5　縁及び縁線の太さは、おおむね1. 5センチメートルとする。